

## 水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成22年3月26日  
21水港第2597号  
水産庁長官通知  
最終改正  
平成25年5月16日  
25水港第190号

### 第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

### 第2 共通事項

#### 1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

#### 2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

#### 3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

#### 4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

### 第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところによる。

#### 1-1 漁船等環境保全・安全推進技術開発事業

##### (1) 事業推進評価委員会

##### ア 事業推進評価委員会及び評価報告書

事業を円滑に実施する上で必要な事項を検討するとともに、事業の実施結果等について適正な評価を行うため、事業実施主体において、事業推進評価委員会（以下この項目において「委員会」という。）を開催する。

事業実施主体は、事業に係る評価の結果について、別記様式により漁船等環境保全・安全推進技術開発事業評価結果報告書（以下この項目において「評価報告書」という。）を作成し、これを委員会終了後30日以内に水産庁長官に報告するものとする。

去が望ましくない流木などの大型漂流物等やドラム缶など内容物が不明な容器が漂流物等である場合に漁場からの回収、処理を専門業者に依頼する経費及び災害時において漁業者が漂流物等を回収、処理するために要する経費を助成する。

エ 助成

事業実施主体は、この事業の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成することができるものとする。

なお、漁業者が漁業活動中に漂流物等を回収する場合は、処理に要する経費として1日一隻当たり1,000円を上限とし、災害時に漂流物等を回収する場合は、回収・処理に要する経費として1日一隻当たり50,000円を上限とする。

また、災害時において漂流物等の回収に使用する漁船は、漁業以外の用途として使用する際に必要な検査等を受けていること。

オ 災害の採択等

事業実施主体は、事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合において、災害時に限りあらかじめ水産庁の指導を受けた上で事業に着手することができるものとする。

(注) 災害としての採択の範囲

波浪(うねり又は津波を含む。)、高潮、暴風、洪水、降雨、融雪、地すべり及び地震等の異常な天然現象による災害は事業の対象となるが、次の条件に該当するものは、原則として採択できないものとする。

(ア) 最大風速15メートル未満の風により発生した災害

(イ) 暴風若しくはその余波による異常な高潮、波浪(うねりを含む。)又は津波による災害で被災の程度が比較的軽微と認められるもの

(ウ) 最大24時間雨量80ミリメートル未満の降雨により発生した災害

ただし、次の場合を除くものとする。

a 時間雨量及び連続雨量が特に大である場合

b 河川において警戒水位(警戒水位の定めがない場合は河岸高(低水位から天端までの高さをいう。)の5割程度の水位。)以上の出水による場合

c 比較的長時間にわたる融雪出水等による場合

カ 協議等

事業実施主体は、必要に応じて、水産庁に対し協議・報告を行うものとする。

5-1-(1) のア 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち

漁業担い手確保・育成対策基金事業のうち新規漁業就業者総合支援事業

(1) 事業目的

就業準備段階における資金の給付を行うとともに、各地域における、漁業の就業情報の提供、漁業準備講習会や漁業就業相談会の開催、漁業を対象とした実務研修等を通じ、経験ゼロからでも就業できるようきめ細かい支援を講じることで、漁業への円滑な新規就業体制の構築を目的とする。

(2) 事業実施主体

この事業の実施主体とは、(4) のア及びイの事業の総合的な実施及び調整、新規就業者対策基金の造成及び管理を行う者とする。

(3) 事業実施機関

(4) のイの事業の事業実施機関は、地域協議会、漁業協同組合連合会、漁業協同組合(都道府県の区域を地域とするものに限る。)又は水産庁長官が適当と認める者とする。なお、地域協議会は、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合等を構成員とし、この事業の実施に当たり都道府県の協力が得られなければならないものとする。

(4) 事業の内容

この事業は、事業実施主体が、以下のア及びイの事業を新規就業者対策基金により行う事業(以下、この項目で「基金事業」という。)とする。また、事業実施主体は、新規就業者対策基金から、事業実施機関に助成を行うものとする。

ア 青年就業準備給付金事業

(ア) 青年就業準備給付金

漁業への就業に向けて、都道府県が就業に有効と認める漁業学校等において研

修を受ける者に対して給付金を給付する。

a 給付要件

事業実施主体は、以下の要件を満たす者に対し、基金残高の範囲内で給付金を給付する。

- (a) 漁業に就業する強い意思を有していること。
- (b) 独立・自営就業又は雇用就業（漁業会社等に常用雇用される就業）を目指すこと。
- (c) 研修計画が以下の基準に適合していること。
  - i 就業に向けて必要な技術等を習得できる研修機関であると都道府県が認めた漁業学校又は漁業学校に準ずる機関で研修を受けること
  - ii 研修時間が概ね100時間／月又はそれ以上であり、研修期間を通して就業に必要な技術や知識を習得すること。
  - iii 就業予定時の年齢が、45歳未満であること。
  - iv 生活費の確保を目的とした国等の他の事業による給付等を受けていないこと。

b 給付金額及び給付期間

給付の金額は、1人あたり年間150万円とし、給付期間は最長2年間とする。

c 給付金の停止

以下の事項のいずれかに該当する場合は事業実施主体は給付金の給付を停止する。

- (a) aの要件を満たさなくなった場合
- (b) 研修を途中で中止した場合
- (c) 研修を途中で休止した場合。
- (d) 事業実施主体に対し、研修状況等の必要な報告を行わなかった場合
- (e) 研修状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと事業実施主体が判断した場合

d 給付金の返還

以下の事項に該当する場合は給付対象者は給付金の一部又は全部を返還しなければならない。

ただし、病気や災害等やむを得ない事情として事業実施主体が認めた場合（(b)のvに該当する場合は除く。）はこの限りではない。

(a) 一部返還

- i cの(a)から(c)に掲げる要件に該当した時点が、給付金の給付期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。
- ii cの(d)に該当した場合は、当該報告に係る給付期間の給付金を返還する。

(b) 全額返還

- i cの(e)に該当した場合
- ii 研修終了後1年以内（引き続き、国等において実施する研修制度等を利用する場合は、その支援終了後1年以内）に原則45歳未満で独立・自営就業又は雇用就業しなかった場合
- iii 独立・自営就業又は雇用就業を給付期間の2倍又は2年間のいずれか長い期間継続しなかった場合
- iv 給付期間の2倍又は2年間のいずれか長い期間以内で就業状況の報告を行わなかった場合
- v 虚偽の申請等を行った場合

(イ) 事業推進事業

- a 給付金の給付事務や事業の普及に資する説明会等の開催を行うものとする。
- b 都道府県、漁業学校等の関係機関と連携し、給付金受給者の漁業への就業を支援し、就業後の漁業経営、漁村地域に定着していくまで、フォローするものとする。

イ 新規漁業就業者確保基金事業

(ア) 漁業就業促進情報提供事業

- a 協議会等の運営を行うものとする。
- b 漁業就業に関する情報等の管理を行うものとする。
- c 漁業労働に関する資料及び漁業就業希望者等を対象とする漁業への新規就業を促進するための資料の作成・提供を行うものとする。
- d 漁業への新規就業に必要な情報・知見を習得するための講習会及び漁業実習を

開催するものとする。

- e 漁業就業希望者等を対象とする漁業就業相談会等、漁業就業の促進に資する説明会等の開催を通じて漁業者と漁業就業希望者とのマッチングを行うものとする。

(イ) 新規就業者確保・育成支援事業

漁業就業者研修事業

(ア) の e の漁業就業の促進に資する説明会等への参加者を主とする漁業就業希望者を対象として、漁業の就業地の環境に順応させるとともに、漁業に関する知識や漁ろう技術等を習得させることを目的として次の a の受入機関が行う b 及び c の事業に対し支援するものとする。

ただし、支援の対象となる漁業就業希望者は、平成26年3月31日までに、漁業就業者相談会等において、漁業者とのマッチングを経た者に限る。

a 受入機関

次の (b) の機関が研修期間終了後に研修生を受け入れる意思が真にあることを確認した上で、受入機関として選定するものとする。なお、研修終了後独立(自営)を目指す研修生を受け入れる場合については (a) の受入機関が確認するものとする。また、意思確認は、(a) の受入機関の代表者が事業実施主体に漁業就業希望者の受入意思を表明する書面を提出することにより行うものとする。

(a) 一次受入機関

漁業協同組合 その他水産庁長官が認めた団体

(b) 二次受入機関

(a) の受入機関が漁業就業希望者の希望に基づき選定した、その機関に属する漁業者及び漁業を営む法人

b 実施事業

(a) 一次受入機関は、当該機関の代表者が適当と認める者を講師とし、地域の生活習慣や漁業に関する基礎的な知識・技能についてオリエンテーション及び漁業基礎講習を行うものとする。

(b) 二次受入機関は、当該機関の代表者が適当と認める者を指導員とし、漁業の実際の操業等による漁ろう技術習得等のための研修を行うものとする。

(c) 漁ろう技術習得の研修期間については、独立自営を目指す者は最長3年、漁業経営体への雇用就業を目指す者は最長1年とする。ただし、雇用就業を目指す者のうち遠洋・沖合漁業において船舶職員法及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条1項に規定する海技免許の取得を目指す者は最長2年とする。

なお、1日の研修時間は3時間以内、1か月の研修実施日は、20日以内とする。

(d) 指導員は、研修生を本研修時間以外の時間に漁業に従事させる場合は、賃金等の労働条件について合意の上、研修生に労働の対価を支払わなければならない。

c 研修生確保事業

研修生の研修に係る旅費を助成するものとする。

(ウ) 技術習得支援事業

漁業に必要な技術や経理・税務、流通・加工、漁業操業の安全等の知識の習得に係る経費を助成する。

(5) 対象経費の範囲

事業実施主体及び事業実施機関による基金事業の助成の対象となる経費は、事業の実施に直接必要なものとして、次のア及びイに掲げるものとする。

計画申請に当たっては、基金事業実施期間中における所要額を算出したものとなるが、実際に助成される助成金の額は、申請書類に記載された基金事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなるため、必ずしも申請額とは一致しない。

また、所要額については千円単位で計上することとする。

ア 青年就業準備給付金事業

(ア) 青年就業準備給付金

(イ) 事業推進費(賃金、旅費、消耗品費、その他)

イ 新規漁業就業者確保基金事業

(ア) 漁業就業促進情報提供事業費

a 運営事業費(消耗品費、旅費、賃金、謝金、役務費、委託費、その他)

b 漁業就業相談会開催費(設備備品費、消耗品費、旅費、委託費、相談ブース開設費、その他)

- c 漁業就業準備講習費
  - (a) 講習計画費（消耗品費、旅費、謝金、その他）
  - (b) 基礎講習費（消耗品費、旅費、謝金、その他）
- (イ) 新規就業者確保・育成支援事業費
  - a 事業実施主体に係る経費（消耗品費、旅費、賃金、役務費、その他）
  - b 一次受入機関に係る経費（消耗品費、旅費、謝金、役務費、その他）
  - c 二次受入機関に係る経費（設備備品費、消耗品費、謝金、役務費、その他）
  - d 研修生確保事業費（旅費、その他）
- (ウ) 技術習得支援事業費
  - a 技術習得計画策定事業費（消耗品費、旅費、謝金、賃金、その他）
  - b 技術習得講習費（旅費、謝金、委託費、その他）
- (6) 手続等
  - ア 新規就業者対策基金造成計画及び新規漁業就業者総合支援事業実施計画
    - (ア) 事業実施主体は、別記様式第1号により新規就業者対策基金造成計画及び新規漁業就業者総合支援事業実施計画書を作成し、水産庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
    - (イ) 事業実施主体は、新規就業者対策基金造成完了後、新規漁業就業者総合支援事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、別記様式第2号により新規漁業就業者総合支援事業実施変更計画書を作成し、水産庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
    - (ウ) 本事業においては、第2の1の規定は適用しないものとする。
  - イ 計画の承認
 

事業実施主体は、エの（ア）のaの(b)及びエの（イ）のaの(a)の承認を行った場合には、その承認を行った日から30日以内に、別記様式第3号により水産庁長官に報告しなければならない。
  - ウ 実績報告
 

事業実施主体は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第4号により、新規漁業就業者総合支援事業の実施状況を水産庁長官に報告するものとする。
  - エ 各事業ごとの手続については（ア）と（イ）のとおりとする。
    - (ア) 青年就業準備給付金事業
      - a 研修計画の承認申請
        - (a) 給付金の給付を受けようとする者は、別記様式第5号により研修計画書を作成し、申請窓口を通じて事業実施主体の承認を受けるものとする。承認を受けた研修計画を変更する場合は、別記様式第6号により、変更内容について事業実施主体の承認を受けるものとする。
        - (b) 事業実施主体は、(a)の申請があった場合には、研修計画の内容について審査を行うものとし、審査の結果、(4)のアの（ア）のaの要件を満たし、給付金を給付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、基金残高の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。
      - b 給付申請
        - (a) aの承認を受けた者は、別記様式第7号により給付申請書を作成し、申請窓口を通じて事業実施主体に給付金の給付を申請する。給付の申請は、給付対象期間中に行うことを基本とし、1年を越えて給付の申請をした場合は、当該期間の対象とはならない。  
また、申請の対象となる研修は平成25年4月以降に実施する研修とし、給付申請の対象期間が半年未満の場合は、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。
        - (b) 事業実施主体は、(a)の申請の内容が適当であると認めた場合は給付金を給付する。給付金の給付は、特段の事情がない限り半年ごとに行う。
    - c 研修状況報告
      - (a) 給付金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、別記様式第8号により、研修状況報告書を申請窓口を通じて事業実施主体に提出する。提出は半年ごとに行い、給付対象期間経過後、1か月以内に行う。
      - (b) (a)の報告を受けた事業実施主体は、研修機関等と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができていのかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合には研修機関等と連携して適切な指導を行う。
    - d 給付の中止
      - (a) 受給者は、給付金の受給を中止する場合は、申請窓口を通じて事業実施主体に別記様

- 式第9号により中止届を提出するものとする。
- (b) 事業実施主体は、aの中止届の提出があった場合又は(4)のアの(ア)のcの(a)、(b)、(c)若しくは(d)のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。
- e 給付の休止
- (a) 受給者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は事業実施主体に別記様式第10号により、休止届を提出するものとする。
- (b) (a)の休止届を提出した受給者が研修を再開する場合は別記様式第11号により、申請窓口を通じて事業実施主体に研修再開届を提出するものとする。
- (c) 事業実施主体は、(a)の休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は、給付金の給付を中止する。
- (d) 事業実施主体は、(b)の研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。
- f 研修終了後の報告
- (a) 就業報告
- 受給者は、研修終了後就業した場合は、別記様式第12号により、就業後30日以内に就業報告を申請窓口を通じて事業実施主体に提出しなければならないものとする。
- (b) 継続研修
- 受給終了後、国等において実施する研修制度等を利用する場合(以下「継続研修」という。)は、別記様式第13号により継続研修計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとし、継続研修開始後1ヶ月以内に別記様式第14号により、継続研修届を事業実施主体に提出する。継続研修は、受給終了後1ヶ月以内に開始するものとし、その期間は最長3年以内とする。
- また継続研修の期間中は、エの(ア)のcの(a)の規定に準じて事業実施主体に研修の実施状況の報告を行わなければならないものとする。
- (c) 住所変更報告
- 受給者は、給付開始から就業後、給付期間の2倍又は2年間のいずれか長い期間内に、居住地を転居した場合は、転居後30日以内に別記様式第15号により、住所変更届を直接事業実施主体に提出しなければならない。
- (d) 就業状況報告
- i 受給者は、別記様式第16号により、就業後、給付期間の2倍又は2年間のいずれか長い期間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就業状況報告を直接事業実施主体に提出する。
- ii 事業実施主体は、(a)の提出のあった受給者の就業状況を、給付期間の2倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。
- g 返還免除
- (a) 受給者は、(4)のアの(ア)のdに至った事由が病気や災害等やむを得ない事情に該当する場合は別記様式第17号により、返還免除申請を申請窓口を通じて事業実施主体に提出するものとする。
- (b) 事業実施主体は、(a)の申請内容が妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。
- h 申請窓口
- 研修予定の漁業学校等若しくは当該漁業学校等が所在する都道府県庁又は当該研修生が就業予定の漁協が窓口となり、申請書等を事業実施主体に送付することとし、給付金については、事業実施主体から受給者に給付するものとする。
- i 情報の共有
- 事業実施主体は、受給者のフォローアップのための給付金の給付情報等を集約し、必要に応じて本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。
- (イ) 新規漁業就業者確保基金事業
- a 事業実施計画の承認
- (a) 事業実施機関は、別記様式第18号により新規漁業就業者確保基金事業実施計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体の作成する基金事業実施計画の範囲内であることを確認し、適当であると認められる場合において承認するものとする。承認を受けた新規漁業就業者確保基金事業実施計画を変更する場合は、別記様式第19号

により、変更内容について事業実施主体の承認を受けるものとする。

(b) 事業実施主体が(a)の承認を行うことができる期限は、平成26年3月31日までとする。

b 助成金の申請

(a) 事業実施機関は、新規漁業就業者確保基金事業に要する経費について助成を受けようとする場合は、別記様式第20号により、事業実施主体に対して助成申請を行うものとする。

(b) 事業実施主体は、(a)の助成申請書の提出があった場合、その助成申請書の内容が適当であると認められるときは、新規漁業就業者確保基金事業に要する経費を助成することができる。

(c) aの(a)により、事業実施計画の変更の承認を受け、助成金額に変更が生じた場合には、別記様式第21号により、事業実施主体に助成金変更申請を行うものとする。

(d) 事業実施機関は、事業実施主体から助成を受けた助成金に残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。

c 助成金の概算払

(a) 事業実施機関は、新規漁業就業者確保基金事業の円滑な運営に必要な場合、助成金の概算払いを行うことができる。

(b) 事業実施機関が概算払いを受けようとするときは、別記様式第22号により事業実施主体に請求を行い、事業実施主体はこれを審査の上、適当であると認められる場合において助成金の概算払いを行うものとする。

d 事業実績の報告

事業実施機関は、新規漁業就業者確保基金事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第23号により新規漁業就業者確保基金事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(7) 事業の委託

事業実施主体及び事業実施機関は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

(8) 基金の管理

ア 事業基金の管理等

(ア) 事業実施主体は、新規就業者対策基金を次により管理・運用するものとする。

a 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預貯金又は郵便貯金

b 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）

c 国債、地方債、その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）

(イ) 事業実施主体は、新規就業者対策基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、新規漁業就業者総合支援事業勘定を設けるものとする。

(ウ) 事業実施主体は、新規漁業就業者総合支援事業勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、新規漁業就業者総合支援事業勘定の中から支弁することができるものとする。

(エ) 新規就業者対策基金の運用から生ずる果実は、新規漁業就業者総合支援事業勘定に繰り入れるほか、別記様式第24号により、毎年度水産庁長官の承認を得て、事業実施主体の事業運営費に充てることができるものとする。

(オ) 事業実施主体は、(6)のエの(イ)のbの(d)により返還された助成金については、新規漁業就業者総合支援事業勘定に繰り入れて運用するものとする。

イ 新規就業者対策基金の廃止時期等

(ア) 事業実施主体は、新規就業者対策基金について、事業実施期間中に少なくとも1回は見直しを行うものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の見直しを行う際に、新規就業者対策基金の保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出し、その算出方法及び当該保有割合を水産庁長官に報告し、公表するものとする。

(ウ) 事業実施主体は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（以下この項目において「基金等に関する基準」という。）3の(4)のアの【基準】に該当する場合は、見直しの際に、新規就業者対策基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返還など、その取扱いを検討する。ただし、同【基準】にかかわらず、事業実施計画の新規承認申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返還等の検討に着手するものとする。

また、当該検討結果を水産庁長官に報告し、公表するものとする。

- (エ) 事業実施主体は、新規就業者対策基金の使用見込みが低い場合であって、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要がある場合については、関係府省等と協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表するものとする。
- (オ) 事業実施主体は、基金の名称、基金額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、見直しの時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表するものとする。
- (9) 指導及び監督
- ア 水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施機関からの報告を求めることができるものとする。
- イ 水産庁長官は、新規就業者対策基金を財源として実施される事業の適切かつ円滑な実施を図るため、基金等に関する基準に基づく指導監督を行い、必要に応じ、事業実施主体から関係書類の提出を求めることができる。
- (10) 助成完了の報告、新規就業者対策基金の清算及び返還等
- ア 事業実施主体は、実施要領第5の2の規定に基づき、新規就業者対策基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第25号により、水産庁長官に報告するものとする。
- イ 事業実施主体は、この通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに新規就業者対策基金の清算を行い、別記様式第26号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、新規就業者対策基金に残額が生じているときは、事業実施主体は当該残額を国庫に返還するものとする。
- また、この通知により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業実施主体は、当該基金残額を国庫に返還するものとする。国庫へ返還する額は、新規就業者対策基金のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。
- (11) その他
- この通知に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

#### 5-1-(1)のイ 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち 漁業担い手確保・育成対策基金事業のうち新規就業者対策基金事業

- (1) 事業目的
- 各地域における、漁業の就業情報の提供、漁業準備講習会や漁業就業相談会の開催、漁業を対象とした実務研修等を通じ、経験ゼロからでも就業できるようきめ細かい支援を講じることで、漁業への円滑な新規就業体制の構築を目的とする。
- (2) 事業実施主体
- この事業の実施主体とは、(4)のアからウの事業の総合的な実施及び調整、新規就業者対策基金の造成及び管理を行う者とする。
- (3) 事業実施機関
- この事業の事業実施機関は、地域協議会、漁業協同組合連合会、漁業協同組合（都道府県の区域を地域とするものに限る。）又は水産庁長官が適当と認める者とする。なお、地域協議会は、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合等を構成員とし、この事業の実施に当たり都道府県の協力が得られなければならないものとする。
- (4) 事業の内容
- この事業は、事業実施主体が、以下のアからウの事業を新規就業者対策基金により行う事業（以下、この項目で「基金事業」という。）とする。また、事業実施主体は、新規就業者対策基金から、事業実施機関に助成を行うものとする。
- ア 漁業就業促進情報提供事業
- (ア) 協議会等の運営を行うものとする。
- (イ) 漁業就業に関する情報等の管理を行うものとする。
- (ウ) 漁業労働に関する資料及び漁業就業希望者等を対象とする漁業への新規就業を促進するための資料の作成・提供を行うものとする。
- (エ) 漁業への新規就業に必要な情報・知見を習得するための講習会及び漁業実習を開催するものとする。

(オ) 漁業就業希望者等を対象とする漁業就業相談会等、漁業就業の促進に資する説明会等の開催を通じて漁業者と漁業就業希望者とのマッチングを行うものとする。

#### イ 新規就業者確保・育成支援事業

##### 漁業就業者研修事業

アの(オ)の漁業就業の促進に資する説明会等への参加者を主とする漁業就業希望者を対象として、漁業の就業地の環境に順応させるとともに、漁業に関する知識や漁ろう技術等を習得させることを目的として次の(ア)の受入機関が行う(イ)及び(ウ)の事業に対し支援するものとする。

ただし、支援の対象となる漁業就業希望者は、平成25年3月31日までに、漁業就業者相談会等において、漁業者とのマッチングを経た者に限る。

##### (ア) 受入機関

次のbの機関が研修期間終了後に研修生を受け入れる意思が真にあることを確認した上で、受入機関として選定するものとする。なお、研修終了後独立(自営)を目指す研修生を受け入れる場合については、aの受入機関が確認するものとする。また、意思確認は、(a)の受入機関の代表者が事業実施主体に漁業就業希望者の受入意思を表明する書面を提出することにより行うものとする。

##### a 一次受入機関

漁業協同組合、その他水産庁長官が認めた団体

##### b 二次受入機関

aの受入機関が漁業就業希望者の希望に基づき選定した、当該機関に属する漁業者及び漁業を営む法人

##### (イ) 実施事業

a 一次受入機関は、当該機関の代表者が適当と認める者を講師とし、地域の生活習慣や漁業に関する基礎的な知識・技能についてオリエンテーション及び漁業基礎講習を行うものとする。

b 二次受入機関は、当該機関の代表者が適当と認める者を指導員とし、漁業の実際の操業等による原則1年以内の漁ろう技術習得等のための研修を行うものとする。

なお、1日の研修時間は3時間以内、1か月の研修実施日は20日以内とする。

##### (ウ) 研修生確保事業

研修生の研修に係る旅費を助成するものとする。

##### ウ ベーシックスキル事業

漁業に必要な技術や経理・税務等の知識の習得に係る経費を助成する。

#### (5) 対象経費の範囲

事業実施主体及び事業実施機関による基金事業の助成の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費であり、第3の5-1-(1)のアの(5)のイに掲げる経費と同じものとする。

#### (6) 手続等

##### ア 新規就業者対策基金造成計画及び新規就業者対策基金事業実施計画

(ア) 事業実施主体は、別記様式第27号により新規就業者対策基金造成計画及び新規就業者対策事業実施計画書を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、新規就業者対策基金造成完了後、新規就業者対策基金事業計画の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、別記様式第28号により新規就業者対策基金事業実施変更計画書を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

(ウ) 本事業においては、第2の1の規定は適用しないものとする。

##### イ 事業実施計画の承認

(ア) 事業実施機関は、別記様式第29号により新規就業者対策基金事業実施計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体の作成する基金事業実施計画の範囲内であることを確認し、適当であると認められる場合において承認するものとする。承認を受けた新規就業者対策基金事業実施計画を変更する場合は、別記様式第30号により、変更内容について事業実施主体の承認を受けるものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の承認を行った場合には、その承認を行った日から30日以内に、別記様式第31号により水産庁長官に報告しなければならない。

(ウ) 事業実施主体が(ア)の承認を行うことができる期限は、平成25年3月31日までとする。

##### ウ 助成金の申請

- (ア) 事業実施機関は、新規就業者対策基金事業に要する経費について助成を受けようとする場合は、別記様式第32号により、事業実施主体に対して助成申請を行うものとする。
- (イ) 事業実施主体は、(ア)の助成申請書の提出があった場合、その助成申請書の内容が適当であると認められるときは、新規就業者対策基金事業に要する経費を助成することができる。
- (ウ) イの(ア)により、新規就業者対策基金事業実施計画の変更の承認を受け、助成金額に変更が生じた場合には、別記様式第33号により、事業実施主体に助成金変更申請を行うものとする。
- (エ) 事業実施機関は、事業実施主体から助成を受けた助成金に残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。

#### エ 助成金の概算払

- (ア) 事業実施機関は、新規就業者対策基金事業の円滑な運営に必要な場合、助成金の概算払いを行うことができる。
- (イ) 事業実施機関が概算払いを受けようとするときは、別記様式第34号により事業実施主体に請求を行い、事業実施主体はこれを審査の上、適当であると認められる場合において助成金の概算払いを行うものとする。

#### オ 事業実績の報告

- (ア) 事業実施機関は、新規就業者対策基金事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第35号により新規就業者対策基金事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (イ) 事業実施主体は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第36号により、新規就業者対策基金事業の実施状況を水産庁長官に報告するものとする。

#### (7) 事業の委託

事業実施主体及び事業実施機関は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

#### (8) 基金の管理

##### ア 事業基金の管理等

- (ア) 事業実施主体は、新規就業者対策基金を次により管理・運用するものとする。
  - a 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預貯金又は郵便貯金
  - b 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）
  - c 国債、地方債、その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）
- (イ) 事業実施主体は、新規就業者対策基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、新規就業者対策基金事業勘定を設けるものとする。
- (ウ) 事業実施主体は、新規就業者対策基金事業勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、新規就業者対策基金事業勘定の中から支弁することができるものとする。
- (エ) 新規就業者対策基金の運用から生ずる果実は、新規就業者対策基金事業勘定に繰り入れるほか、別記様式第37号により、毎年度水産庁長官の承認を得て、事業実施主体の事業運営費に充てることができるものとする。
- (オ) 事業実施主体は、(6)のウの(エ)により返還された助成金については、新規就業者対策基金事業勘定に繰り入れて運用するものとする。

##### イ 新規就業者対策基金の廃止時期等

- (ア) 事業実施主体は、新規就業者対策基金について、事業実施期間中に少なくとも1回は見直しを行うものとする。
- (イ) 事業実施主体は、(ア)の見直しを行う際に、新規就業者対策基金の保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出し、その算出方法及び当該保有割合を水産庁長官に報告し、公表するものとする。
- (ウ) 事業実施主体は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（以下この項目において「基金等に関する基準」という。）3の(4)のアの【基準】に該当する場合は、見直しの際に、新規就業者対策基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返還など、その取扱いを検討する。ただし、同【基準】にかかわらず、事業実施計画の新規承認申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返還等の検討に着手するものとする。

また、当該検討結果を水産庁長官に報告し、公表するものとする。

- (エ) 事業実施主体は、新規就業者対策基金の使用見込みが低い場合であって、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要がある場合については、関係

府省等と協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表するものとする。

(オ) 事業実施主体は、基金の名称、基金額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、見直しの時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表するものとする。

(9) 指導及び監督

ア 水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施機関からの報告を求めることができるものとする。

イ 水産庁長官は、新規就業者対策基金を財源として実施される事業の適切かつ円滑な実施を図るため、基金等に関する基準に基づく指導監督を行い、必要に応じ、事業実施主体から関係書類の提出を求めることができる。

(10) 助成完了の報告、新規就業者対策基金の清算及び返還等

ア 事業実施主体は、実施要領第5の2の規定に基づき、新規就業者対策基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第38号により、水産庁長官に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、この通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに新規就業者対策基金の清算を行い、別記様式第39号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、新規就業者対策基金に残額が生じているときは、事業実施主体は当該残額を国庫に返還するものとする。

また、この通知により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業実施主体は、当該基金残額を国庫に返還するものとする。国庫へ返還する額は、新規就業者対策基金のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

(11) その他

この通知に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

## 5-1-1 (4) 沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業のうち経営発展等取組支援事業

(1) 機器の購入、設置等における利益提供の防止

事業実施団体は、機器の購入、設置等において次に掲げる者に利益が発生しないようにしなければならない。

ア 事業実施団体の構成員

イ 事業実施団体又はその構成員の子会社その他の関係団体

## 6-1 木材利用を促進する増殖技術開発事業

### 1. 木材の利用率が高い増殖礁の開発・普及事業

(1) 事業推進評価委員会

ア 報告

木材利用を促進する増殖技術開発事業のうち木材の利用率が高い増殖礁の開発・普及事業の事業実施主体は、木材利用を促進する増殖技術開発事業のうち地域で産出される木材を活用した増殖礁の実証事業の事業実施主体が作成した課題提案書の委員会による評価の結果について、別記様式第1号により、木材利用を促進する増殖技術開発事業のうち、地域で産出される木材を活用した増殖礁の実証事業評価報告書（以下「評価報告書」という。）を作成し、これを委員会終了後30日以内に水産庁長官に報告するものとする。

イ 評価委員

(ア) 木材利用を促進する増殖技術開発事業のうち木材の利用率が高い増殖礁の開発・普及事業の事業実施主体は、水産庁と協議の上、評価委員を選定する。これを変更しようとするときも、同様とする。

(イ) 評価委員はウの(ア)に定める事項について検討等を行う。

(ウ) 評価委員は、十分な評価を行うために必要な人数の外部専門家（評価対象の技術開発分野の専門家その他の有識者で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。）とするものとし、その他、必要に応じ、外部有識者（評価対象とは異なる技術開発分野の専門家、その他の有識者で評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。）を若干名加えることができるものとする。

(エ) 評価委員の任期は、原則として、木材利用を促進する増殖技術開発事業のうち木材の利用

(3) 事業計画書の提出及び変更

ア 中央会は、実施要領第3に定める事業実施計画を作成するに当たっては、あらかじめ、水産庁長官に協議し、別記様式第1号により提出するものとする。また、変更するときも同様とし、別記様式第2号により提出するものとする。

イ 本事業においては、第2の1の規定は適用しない。

(4) 報告事項等

ア 中央会は、(2)のアの(ア)の委員会及び(イ)の小委員会の設置規程を定め、水産庁長官に報告しなければならない。また、変更するときも同様とする。

イ 中央会は、上記(2)のアの(ア)の委員会の設置規程に基づく委員を選定するときは、事前に水産庁長官に協議しなければならない。また、変更するときも同様とする。

ウ 中央会は、(2)のアの(ア)の委員会開催後1ヶ月以内に、検討結果、議事概要及び今後の対処方針等を取りまとめ水産庁長官に報告しなければならない。

附 則 (平成22年3月26日21水港第2597号)

1 次に掲げる運用及び実施細則(以下この項目において「旧運用等」という。)は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- (1) 漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について(平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知)
- (2) 担い手代船取得支援リース事業の運用について(平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知)
- (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について(平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知)
- (4) 我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について(平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知)
- (5) 国際資源対策推進事業の運用について(平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知)
- (6) ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について(平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知)
- (7) 水産情報提供の整備推進事業の運用について(平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知)
- (8) マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について(平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知)
- (9) 漁場機能維持管理事業の運用について(平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知)
- (10) ノリ養殖業高度化促進事業の運用について(平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知)
- (11) 養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について(平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知)
- (12) 持続的養殖生産・供給推進事業の運用について(平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知)
- (13) 健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について(平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知)
- (14) 栽培漁業資源回復等対策事業の運用について(平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知)
- (15) 広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について(平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知)
- (16) 漁場環境保全対策等事業の運用について(平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知)
- (17) 大型クラゲ国際共同調査事業の運用について(平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知)
- (18) 有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について(平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知)
- (19) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について(平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知)
- (20) 漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について(平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知)
- (21) 漁業経営改善効率化支援事業の運用について(平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知)
- (22) 漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について(平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知)
- (23) 漁場漂流物対策推進事業の運用について(平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知)
- (24) 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について(平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知)
- (25) さけ・ます漁業協力事業の運用について(平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知)
- (26) 漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について(平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知)
- (27) 魚価安定基金造成事業の運用について(平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知)
- (28) 水産物産地販売力強化事業の運用について(平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知)
- (29) 漁場油濁被害対策事業実施細則(昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知)
- (30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について(昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知)
- (31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について(平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知)

2 実施要領第4の1の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年3月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。

附 則 (平成23年3月31日22水港第2463号)

平成22年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成24年4月6日23水港第2882号）

平成23年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成24年8月1日24水港第1709号）

この改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日24水港第2426号）

この改正は、平成24年11月30日から施行する。

附 則（平成25年2月26日24水港第2886号）

この改正は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年5月16日25水港第190号）

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成24年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日ロ漁業協力資金及び日ロ漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。
- 4 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成24年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとするとともに、平成25年1月初日から平成25年3月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかったものについても同様とする。
- 5 次に掲げる運用通知（以下この項目において「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - （1）中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について（平成17年4月1日付け16水漁2543号水産庁長官通知）
  - （2）漁業経営基盤強化推進事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第2964号水産庁長官通知）
  - （3）漁業資金融通円滑化事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第2975号水産庁長官通知）

(5-1-1) のア 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業担い手確保・育成対策基金事業のうち  
新規漁業就業者総合支援基金事業)

別記様式第1号

新規就業者対策基金造成計画及び新規漁業就業者総合支援事業実施計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官  
〇〇〇〇 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

新規就業者対策基金造成計画及び新規漁業就業者総合支援事業実施計画を下記のとおり作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の5-1-(1)のアの(6)のアの(ア)の規定に基づき、その承認を申請する。

記

1. 新規就業者対策基金造成計画

(1) 新規就業者対策基金収支予算

(ア) 収入の部

国庫補助金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

その他負担 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

(イ) 支出の部

新規就業者対策基金造成予定額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

(2) 管理方法及び運用方法等

(3) 基金造成予定年月日

平成〇〇年〇月〇日

2. 新規漁業就業者総合支援事業実施計画（又は実績）

(1) 事業スケジュールの概要

実施時期	事業内容
平成25年〇月	
平成26年〇月	
平成27年〇月	

(2) 事業内容の詳細

新規漁業就業者総合支援事業

(ア) 青年就業準備給付金事業

ア 青年就業準備給付金

(a) 青年就業給付金の給付計画（又は実績）

給付対象者数	給付期間別対象者数				次年度給付対象者数
	半年	半年～1年	1～2年	2年	

(b) 研修機関等（都道府県が認める研修機関等）

--

イ 推進事業

(a) 事業推進体制（審査、定着に向けた支援等の体制、関係機関との連携等）

--

(b) 推進事業計画（又は実績）

事項	内容	備考
①事業実施に係る事務		
②事業の普及		
③給付対象者への指導		

(イ) 新規漁業就業者確保基金事業

ア 漁業就業促進情報提供事業（実績）

(a) 就労推進計画策定事業計画（又は実績）

会議等の名称	開催場所及び年月日	出席者		主な検討事項	備考
		委員	その他		

計	回	人	人		

(b) 求人・受入開拓及び意識啓発活動等事業計画（又は実績）

実施時期	内容	方法	対象者	備考

(c) 就業情報管理・提供活動計画（又は実績）

実施時期	対象者	内容	備考

(d) 漁業就業相談会開催計画（又は実績）

実施区分（フェアの名称）	開催場所及び時期	参加人数	備考
計	延べ 回	延べ 人	

(e) 漁業就業準備講習計画（又は実績）

主な内容	開催場所	開催日数（日）	参加人数（人）	講師名・依頼先	備考

イ 新規就業者確保・育成支援事業（実績）

(a) 漁業就業者研修実施計画（又は実績）

区分	内容	規模、実施機関数、実施期間（月）、 研修期間（日）、参加人数（人）	備考
座学指導			
洋上指導			
陸上作業			

(b) 新規就業者数等調査計画（又は実績）

実施時期	内容	方法	対象者	備考

ウ 技術習得支援事業（実績）

実施時期	実施方法	対象者	内容	備考

(3) 事業評価（結果）

区分	事業評価方法（又は結果）
(1) 青年就業準備給付金事業	
ア 青年就業準備給付金	
イ 推進事業	
(2) 新規漁業就業者確保基金事業（総評）	
ア 漁業就業促進情報提供事業	
イ 新規就業者確保・育成支援事業	
ウ 技術習得支援事業	

(4) 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

(5) 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業に要する経費	負 担 区 分	

	〔又は事業に 要した経費〕	基 金	自己負担金	その 他	備 考
新規漁業就業者総合支援事業					
(1) 青年就業準備給付金事業費					
ア 青年就業準備給付金					
イ 推進事業費					
(2) 新規漁業就業者確保基金事業費					
ア 漁業就業促進情報提供事業費					
イ 新規就業者確保・育成支援事業費					
ウ 技術習得支援事業費					
計					

(注) 備考欄には事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、消費税相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

(6) 収支予算 (又は収支精算)

ア 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 〔 又 は 〕 精 算 額	備 考
基 金		
自 己 負 担 金		
計		

イ 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 〔 又 は 〕 精 算 額	備 考
新規漁業就業者総合支援事業		
(1) 青年就業準備給付金事業費		

ア 青年就業準備給付金		
イ 推進事業費		
(2) 新規漁業就業者確保基金事業費		
ア 漁業就業促進情報提供事業費		
イ 新規就業者確保・育成支援事業費		
ウ 技術習得支援事業費		
計		

積算根拠（支出内訳）

1 新規漁業就業者総合支援事業

(1) 青年就業準備給付金事業

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1 運営事業費 （内訳）		
2 旅費 （内訳）		
3 賃金 （内訳）		
4 消耗品費 （内訳）		
5 委託費 （内訳）		

(2) 新規漁業就業者確保基金事業

(ア) 漁業就業促進情報提供事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1 運営事業費 （内訳）		
2 漁業就業相談会開催費 （内訳）		
3 漁業就業準備講習費 （内訳）		
4 旅費		

(内訳)		
5 賃金		
(内訳)		
6 消耗品費		
(内訳)		
7 委託費		
(内訳)		
8 その他		
(内訳)		

(イ) 新規就業者確保・育成支援事業費

事業内容	予算額(又は実績額)(円)	備考
1 事業実施主体 (内訳)		
2 一次受入機関 (内訳)		
3 二次受入機関 (内訳)		
4 旅費 (内訳)		
5 移動費(旅費) (内訳)		
6 消耗品費 (内訳)		
7 委託費 (内訳)		
8 その他 (内訳)		

(ウ) 技術習得支援事業費

事業内容	予算額(又は実績額)(円)	備考
1 資格取得計画策定費 (内訳)		
2 経営能力等取得講習費 (内訳)		
3 流通・加工等講習費 (内訳)		
4 漁船操業の安全等講習費 (内容)		

新規漁業就業者総合支援事業実施変更計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官  
〇〇〇〇 殿

所 在 地

事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

新規漁業就業者総合支援事業について下記のとおり事業実施計画を変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-(1) のア（6）のアの（イ）の規定に基づき、その承認を申請する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第 1 号の 2. 新規漁業就業者総合支援事業実施計画に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業スケジュールの概要」に変更後のスケジュールを記載し、「事業内容の詳細」を「事業内容の変更の詳細」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、当初事業内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とが容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、新規就業者対策基金造成計画及び新規漁業就業者総合支援事業実施計画書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

-----  
別記様式第 3 号

新規漁業就業者総合支援事業実施計画承認（変更承認）報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官  
〇〇〇〇 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

新規漁業就業者総合支援事業について、下記のとおり提出のあった研修計画書及び事業実施計画について承認（変

更承認)をしたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第5-1-(1)のアの(6)のイの規定に基づき、報告する。

記

(1) 青年就業準備給付金事業

研修機関名及び代表者氏名	承認(変更承認)年月日	給付予定金額(円)	備考

(2) 新規漁業就業者確保基金事業

事業実施機関名及び代表者氏名	承認(変更承認)年月日	助成予定金額(円)	備考
		合計	

(注) 報告に当たっては、提出のあった研修計画書及び実施計画承認(又は変更承認)申請書の写しを添付すること。

-----  
別記様式第4号

新規漁業就業者総合支援事業実施状況報告書(平成〇〇年度実施分)

番 号  
年 月 日

水産庁長官

〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者 氏 名

印

新規漁業就業者総合支援事業に係る事業実施計画(平成〇〇年度実施分)について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の5-1-(1)のアの(6)のウの規定に基づき、その実施状況を報告する。

記

(1) 青年就業準備給付金事業

研修機関名及び代表者氏名	事業額(円)	受給者数 (次年度継続者数)	備考
		人( 人)	

		人 ( 人)	
		人 ( 人)	
合 計		人 ( 人)	

(2) 新規漁業就業者確保基金事業

	事業額 (円)	研修受講者数 (次年度継続者数)	備 考
事業実施主体実施分		人 ( 人)	
事業実施機関名及び代表者氏名	助成金額 (円)	研修受講者数 (次年度継続者数)	備 考
		人 ( 人)	
合 計		人 ( 人)	

- (注) 1. 事業実施主体は、別記様式第1号に準じて当該年度の実績報告書を作成し添付すること。  
ただし、事業実施期間の途中年度の実施分の実績報告に当たっては、同様式の「2. 新規漁業就業者総合支援事業実施計画（又は実績）」の（ア）及び（イ）により当該年度の実績報告書を、事業実施期間の最終年度の実施分の実績報告に当たっては、同（ア）から（カ）までにより最終年度の実績報告書を作成すること。
2. 受給者より提出のあった当該年度の研修状況報告書及び事業実施機関より提出のあった当該年度の新規漁業就業者確保基金事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第5号

研修計画書

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

住 所：  
氏 名：

印

電 話 番 号：  
 (生年月日： 年 月 日： 歳)

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-(1) のアの (6) のエの (ア) の a の (a) の規定に基づき、研修計画の承認を申請します。

なお、第 3 の 5-1-(1) のアの (6) のエの (ア) の a の (a) の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る給付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

1 漁業を始めようと思った理由

--

2 漁業就業計画

就業予定時期	年 月 日	就業予定時の年齢	歳
就業予定漁業種類	<input type="checkbox"/> 遠洋・沖合漁業 ( 漁業) <input type="checkbox"/> 沿岸漁業 ( 漁業) <input type="checkbox"/> 養殖業 ( )	就業希望地域	
就業形態	<input type="checkbox"/> 自営独立 <input type="checkbox"/> 親元就業 <input type="checkbox"/> 雇用就業	取得予定の資格	

3 将来の就業ビジョン（漁業経営の目標・展望等を記載）

--

4 研修受講機関

名称（又は事業名）		所在地（又は研修地）	
専攻・コース名		研修期間	年 月 日～ 年 月 日

5 給付期間

年 月 日 ～ 年 月 日
---------------

添付書類

別添 1：誓約書

別添2：履歴書

その他：受講する研修のカリキュラム及び入学が認められていることを証する書類

別添1

年 月 日

住 所：

氏 名： 印

電 話 番 号：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

### 誓 約 書

水産関係民間団体事業実施要領の運用についての規定を遵守し、漁業に独立・自営就業又は雇用就業するため、研修に励むことを誓約します。

なお、実施要領の規定により、当該給付金を停止し、一部又は全額を返還することについて異議はありません。その際には、既に給付を受けた給付金の一部又は全部を返還することを(※保証人の署名、捺印を添えて)誓約します。

{	※			
	保証人	住	所	
		氏	名	印
}	保証人	住	所	
		氏	名	印
	(保証人氏名は自署すること。)			

添付書類

保証人の印鑑登録証明書

別添2

### 履 歴 書

#### 1. 氏名等

(ふりがな)	
住 所	〒           —
(ふりがな)	

連絡先	〒 ー				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齡	性 別	電話番号
氏 名		昭和 平成 年 月 日	歳	1.男 2.女	

2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3. 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴			
				年	月	免許・資格

別記様式第6号

研修変更計画書

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

住 所：  
氏 名： 印  
電 話 番 号：  
(生年月日： 年 月 日： 歳)

平成〇年〇月〇日付けで提出した研修計画書について、変更したいので水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のアの（6）のエの（ア）の a の（a）の規定に基づき、研修変更計画書の承認を申請します。

1 変更の理由

--

2 漁業就業計画

就業予定時期	年 月 日	就業予定時の年齢	歳
就業予定漁業種類	<input type="checkbox"/> 遠洋・沖合漁業 ( 漁業) <input type="checkbox"/> 沿岸漁業 ( 漁業) <input type="checkbox"/> 養殖業 ( )	就業希望地域	
就業形態	<input type="checkbox"/> 自営独立 <input type="checkbox"/> 親元就業 <input type="checkbox"/> 雇用就業	取得予定の資格	

3 給付金を必要とする理由

--

4 研修受講機関

名称（又は事業名）		所在地（又は研修地）	
専攻・コース名		研 修 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

5 給付期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

別記様式第7号

青年就業準備給付金給付申請書

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)  
 〇〇 〇〇 殿

住 所 :  
 氏 名 : 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の5-1-(1)のアの(6)のエの(ア)のbの(a)の規定に基づき、青年就業準備給付金の給付を申請します。

給付対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
今回申請する給付金の対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
給付申請額	万円
生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない

給付金の振込口座※

金融 機 関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 漁業協同組合 信漁連 農林中金				店・所	出張 所	
	金 融 機 関 コ ー ド						
	預金・貯金の 種類	普通貯金 当座貯金	口 座 番 号				
	郵便局	記号			(当 座) 番 号		

口座名義人	(ふりがな) 氏 名
-------	---------------

※ 2 回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入しなくてもよい。

別記様式第 8 号

研修状況報告書

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)  
〇〇 〇〇 殿

住 所 :

氏 名 : 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-(1) のアの (6) のエの (ア) の c の (a) の規定に基づき※、研修状況報告書を提出します。

1 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

2 取得した資格等

--

3 就業に向け今後の課題、必要と考える技術等

--

4 就業に向けた準備状況

--

※継続研修の場合は、「第3の5-1-(1)のアの(6)のエの(ア)のfの(b)の規定に基づき」とすること。

添付書類

1. 出席簿の写し
2. その他研修状況を証する書類等があれば添付すること

-----  
別記様式第9号

中止届

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

住 所:

氏 名: 印

青年就業準備給付金の受給を中止しますので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の5-1-(1)のアの(6)のエの(ア)のdの(a)の規定に基づき、中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止の理由	

-----  
別記様式第10号

休止届

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

住 所：  
氏 名： 印

青年就業準備給付金の受給を休止したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のアの（6）のエの（ア）の e の（a）の規定に基づき、休止届を提出します。

休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
休止の理由	
再開の見込み	

-----  
別記様式第 11 号

研修再開届

年 月 日

〇〇〇〇〇（※事業実施主体名）  
〇〇 〇〇 殿

住 所：  
氏 名： 印

青年就業準備給付金の受給を再開しますので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のアの（6）のエの（ア）の e の（b）の規定に基づき、研修再開届を提出します。

受給中止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修再開日	年 月 日

研修機関等	
給付残期間	年 月 日 ~ 年 月 日

別記様式第 12 号

就業報告

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

住 所:

氏 名: 印

電 話 番 号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

以下のとおり就業しましたので水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のアの（6）のエの（ア）の f の（a）の規定に基づき、就業報告を提出します。

研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日	就業日	年 月 日
就業漁業種類	<input type="checkbox"/> 遠洋・沖合漁業 ( 漁業 ) <input type="checkbox"/> 沿岸漁業 ( 漁業 ) <input type="checkbox"/> 養殖業 ( )	組合員資格	<input type="checkbox"/> 正組合員 <input type="checkbox"/> 准組合員 <input type="checkbox"/> 員外
就業形態	<input type="checkbox"/> 自営独立 (所属漁協名 ) <input type="checkbox"/> 親元就業 <input type="checkbox"/> 雇用就業 (所属漁協名 ) (漁業法人名 )	就業先 住所 電話番号	

添付書類

1. 組合に所属していることを証する書類（自営独立の場合）
2. 雇用されていることを証する書類（雇用就業の場合）

別記様式第 13 号

継続研修計画書

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

住 所：  
氏 名： 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-(1) のアの (6) のエの (ア) の f の (b) の規定に基づき、継続研修計画の承認を申請します。

1 就業に係る計画

就業予定時期	年 月 日	就業予定時の年齢	歳
就業予定漁業種類	<input type="checkbox"/> 遠洋・沖合漁業 ( 漁業) <input type="checkbox"/> 沿岸漁業 ( 漁業) <input type="checkbox"/> 養殖業 ( )	就業希望地域	
就業形態	<input type="checkbox"/> 自営独立 <input type="checkbox"/> 親元就業 <input type="checkbox"/> 雇用就業	取得予定の資格	

2 将来の就業ビジョン（漁業経営の目標・展望等を記載）

--

3 継続研修に係る計画

名称（又は事業名）		所在地（又は研修地）	
専攻・コース名		研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

受講する研修のカリキュラム及び入学等が認められていることを証する書類

-----  
別記様式第 14 号

継続研修届

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

住 所 :  
氏 名 : 印

継続研修を開始したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の5-1-（1）のアの（6）のエの（ア）のfの（b）の規定に基づき、継続研修届を提出します。

継続研修開始日	年 月 日
継続研修終了予定日	年 月 日
研修機関等	

別記様式第15号

住所変更届

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

住 所 :  
氏 名 : 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の5-1-（1）のアの（6）のエの（ア）のfの（c）の規定に基づき、住所変更届を提出します。

変更前	郵便番号 住所 電話番号
変更後	郵便番号 住所 電話番号

就業状況報告  
( 年目 1～6月・7～12月)

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)  
〇〇 〇〇 殿

住 所 :  
氏 名 : 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-(1) のアの (6) のエの (ア) の f の (d) の規定に基づき、就業状況報告を提出します。

1. 就業（予定）時期

<input type="checkbox"/> 既に就業している	年 月 日 就業（漁業種類）
<input type="checkbox"/> まだ就業していない	年 月頃 就業予定（）

2. 所属漁協等の名称

所属漁業協同組合名 (電話番号)	名称 : 住所 : 電話番号 :
漁業法人等名称 (雇用就業の場合)	名称 : 住所 : 電話番号 :

3. 就業の内容（担当業務、水揚げ等）

4. 今後の課題及び目標

5. 従事日数

	日
--	---

別記様式第 17 号

返還免除申請書

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

住 所 :

氏 名 : 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-(1) のアの (6) のエの (ア) の g の (a) の規定に基づき、返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由	
-------------	--

別記様式第 18 号

新規漁業就業者確保基金事業実施計画承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

所 在 地

事業実施機関名

代表者 氏 名

印

新規漁業就業者確保基金事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実

施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のアの（6）のエの（イ）の a の（a）の規定に基づき、その承認を申請する。

記

区 分	事業に要する経費（円）	負 担 区 分（円）		備 考
		助成金	自己負担金	
新規漁業就業者確保基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ 技術習得支援事業費				

第 1 事業の目的

第 2 事業の内容

1 団体の概要

団体名		
	〒・住所 T E L F A X	

会計担当者	氏名 所属機関・部署 職名 〒 住所 T E L F A X メールアドレス	
事務連絡先	氏名 所属機関・部署 職名 〒 住所 T E L F A X メールアドレス	

## 2 事業実施体制

<p>新規漁業就業者確保基金事業</p> <p>(1) 漁業就業促進情報提供事業</p> <p>(2) 新規就業者確保・育成支援事業</p> <p>(3) 技術習得支援事業</p> <p>注：上記事業ごとに、事業の実施体制が分かるように記載すること。</p>
---

## 3 事業スケジュールの概要

実施時期	事業内容
平成25年〇月	
平成26年〇月	
平成27年〇月	

## 4 事業内容の詳細

### 新規漁業就業者確保基金事業

#### ア 漁業就業促進情報提供事業（実績）

##### （ア）就業情報管理・提供活動計画（又は実績）

実施時期	内容	方法	対象者	備考

##### （イ）漁業就業相談会開催計画（又は実績）

実施区分 (フェアの名称)	開催場所及び時期	参加人数	備考
計	延べ 回	延べ 人	

##### （ウ）漁業就業準備講習計画（又は実績）

主な内容	開催場所	開催日数(日)	参加人数(人)	講師名・依頼先	備考

イ 新規就業者確保・育成支援事業（実績）

区分	内容	規模、実施機関数、実施期間(月)、研修期間(日)、参加人数(人)	備考
座学指導			
洋上指導			
陸上作業			

ウ 技術習得支援事業（実績）

実施方法	対象者	内容	備考

5 事業評価（結果）

区分	事業評価方法（又は結果）
新規漁業就業者確保基金事業（総評）	
ア 漁業就業促進情報提供事業	
イ 新規就業者確保・育成支援事業	
ウ 技術習得支援事業	

6 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

7 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業に要する経費 〔又は事業に 要した経費〕	負 担 区 分			備 考
		助 成 金	自 己 負 担 金	そ の 他	
新規漁業就業者確保基金事業費					
ア 漁業就業促進情報提供事業費					
イ 新規就業者確保・育成支援事業費					
ウ 技術習得支援事業費					
計					

(注) 備考欄には事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、消費税相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

## 8 収支予算（又は収支精算）

## ア 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 〔又は本年度 精算額〕	前年度予算額 〔又は本年度 予算額〕	比 較 増 減 (△)	備 考
助 成 金				
自 己 負 担 金				
計				

## イ 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 〔又は本年度 精算額〕	前年度予算額 〔又は本年度 予算額〕	比 較 増 減 (△)	備 考
新規漁業就業者確保基金事業費				
ア 漁業就業促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				

ウ 技術習得支援事業費				
計				

積算根拠（支出内訳）

1 新規漁業就業者確保基金事業

(1) 漁業就業促進情報提供事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1 運営事業費 （内訳）		
2 漁業就業相談会開催費 （内訳）		
3 漁業就業準備講習費 （内訳）		
4 旅費 （内訳）		
5 賃金 （内訳）		
6 消耗品費 （内訳）		
7 委託費 （内訳）		
8 その他 （内訳）		

(2) 新規就業者確保・育成支援事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1 事業実施機関 （内訳）		
2 一次受入機関 （内訳）		
3 二次受入機関 （内訳）		
4 旅費 （内訳）		
5 移動費（旅費） （内訳）		

6 消耗品費 (内訳)		
7 委託費 (内訳)		
8 その他 (内訳)		

(3) 技術習得支援事業費

事業内容	予算額 (又は実績額) (円)	備考
1 資格取得計画策定費 (内訳)		
2 経営能力等取得講習費 (内訳)		
3 流通・加工等講習費 (内訳)		
4 漁船操業の安全等講習費 (内容)		

別記様式第 19 号

新規漁業就業者確保基金事業実施計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)

〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施機関名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で助成金の助成決定通知があった新規漁業就業者確保基金事業に係る事業実施計画について、下記により変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-(1) のアの (6) のエの (イ) の a の (a) の規定に基づき、その承認を申請する。

記

区 分	事業に要する経費(円)	負 担 区 分(円)		備 考
		助 成 金	自己負担金	

新規漁業就業者確保基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ 技術習得支援事業費				

(注) 記の記載内容は、別記様式第 18 号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、基金助成金の助成決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

添付書類については、新規漁業就業者確保基金事業実施計画承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第 20 号

新規漁業就業者確保基金事業助成申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)  
〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施機関名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で承認のあった新規漁業就業者確保基金事業に係る事業実施計画について、計画のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のアの（6）のエの（イ）の b の（a）の規定に基づき、下記のとおり金〇〇〇〇円の助成を申請する。

記

区 分	事業に要する経費	負 担 区 分 (円)		備 考
		助 成 金	自己負担金	
新規漁業就業者確保基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ 技術習得支援事業費				

新規漁業就業者確保基金事業助成金変更申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)  
〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施機関名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で計画承認及び平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で変更承認のあった新規漁業就業者確保基金事業に係る事業実施計画について、変更計画のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-(1) のアの (6) のエの (イ) の b の (c) の規定に基づき、下記のとおり助成金の変更を申請する。

記

区 分	事業に要する経費	負 担 区 分 (円)		備 考
		助 成 金	自己負担金	
新規漁業就業者確保基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ 技術習得支援事業費				

(注) 助成金の助成決定により通知された経費の配分と変更後の経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

新規漁業就業者確保基金事業助成金概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)  
〇〇 〇〇 殿

所在地  
事業実施機関名  
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により助成決定のあった新規漁業就業者確保基金事業に係る事業実施計画について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のアの（6）のエの（イ）の c の（b）の規定に基づき、金〇〇〇〇円の概算払により請求する。

記

区 分	事業に要 する経費	助 成 金	既受領額		今回請求額		残 額	
			金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高
新規漁業就業者 確保基金事業費	円	円	円	%	円	%	円	%
ア 漁業就業者促 進情報提供事業 費								
イ 新規就業者確 保・育成支援事 業費								
ウ 漁術習得支援 事業費								
合 計								

別記様式第 23 号

新規漁業就業者確保基金事業実績報告書(平成〇〇年度実施分)

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇（※事業実施主体）  
〇〇 〇〇 殿

所在地  
事業実施機関名  
代表者氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により助成決定のあった新規漁業就業者確保基金事業に係る事業実施計画（平成〇〇年度実施分）について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の5-1-(1)のアの(6)のエの(イ)のdの規定に基づき、報告する。

（なお、併せて助成金の精算額金〇〇〇〇円を請求する。）

記

(注) 1. 記の記載内容は、別記様式第18号に準ずるものとする。ただし、事業期間途中年度実施分の実績報告に当たって、同様式の「第1事業の目的」及び「第2事業の内容」の箇所により作成すること。

また、添付書類については、新規就業者対策基金事業実施計画（変更）承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

2. 事業期間最終年度実施分の実績報告の際、助成金の精算請求を行う場合は「なお、併せて助成金の精算額金〇〇〇〇円を請求する。」と追記すること。

-----  
別記様式第24号

新規就業者対策基金に係る運用益使用承認申請書

番号  
年月日

水産庁長官  
〇〇 〇〇 殿

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

平成〇〇年度において、新規就業者対策基金に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の5-1-(1)のアの(8)のアの(エ)の規定に基づき、事業運営費として使用することの承認を申請する。

事業勘定	運用益	備考
新規漁業就業者総合支援事業勘定	円	
合計	円	

※次の関係書類を添付すること。

1. 事業運営費予算額積算内訳

2. 運用益の算定根拠

別記様式第 25 号

新規漁業就業者総合支援基金基金助成完了報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官  
〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日をもって、新規漁業就業者総合支援基金事業の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知) 第 3 の 5-1-(1) のアの (10) のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備 考
基金造成費補助金					
運 用 益					
前 期 繰 越 額					
収 入 合 計					
基 金 助 成 額					
うち青年就業準備給付金事業					
うち新規漁業就業者確保基金事業					
基金管理運営費					
支 出 合 計					
当期収支差額					

別記様式第 26 号

新規就業者対策基金清算報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日をもって、新規就業者対策基金の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のアの（10）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区 分	造成総額	運用益総額	運用益のうち事業 運営費に充てた額	助成総額	残 高 (返 還 額)	備 考
	円	円	円	円	円	

別記様式第 27 号

新規就業者対策基金造成計画及び新規就業者対策基金事業実施計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官  
〇〇〇〇 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

新規就業者対策基金造成計画及び新規就業者対策基金事業実施計画を下記のとおり作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のイの（6）のアの（ア）の規定に基づき、提出する。

記

1. 新規就業者対策基金造成計画

（1）新規就業者対策基金収支予算

（ア）収入の部

国庫補助金 ○○○○○○○○○円

その他負担 ○○○○○○○○○円

（イ）支出の部

新規就業者対策基金造成予定額 ○○○○○○○○○円

（2）管理方法及び運用方法等

（3）基金造成予定年月日

平成○○年○月○日

2. 新規就業者対策基金事業実施計画（又は実績）

（ア）事業スケジュールの概要

実施時期	事業内容
平成 24 年○月	
平成 25 年○月	
平成 26 年○月	

（イ）事業内容の詳細

新規就業者対策基金事業

ア 漁業就業促進情報提供事業（実績）

（a）就労推進計画策定事業計画（又は実績）

会議等の名称	開催場所及び年月日	出席者		主な検討事項	備考
		委員	その他		
計	回	人	人		

（b）求人・受入開拓及び意識啓発活動等事業計画（又は実績）

実施時期	内容	方法	対象者	備考

(c) 就業情報管理・提供活動計画（又は実績）

実施時期	対象者	内容	備考

(d) 漁業就業相談会開催計画（又は実績）

実施区分（フェアの名称）	開催場所及び時期	参加人数	備考
計	延べ回	延べ人	

(e) 漁業就業準備講習計画（又は実績）

主な内容	開催場所	開催日数（日）	参加人数（人）	講師名・依頼先	備考

イ 新規就業者確保・育成支援事業（実績）

(a) 漁業就業者研修実施計画（又は実績）

区分	内容	規模、実施機関数、実施期間（月）、 研修期間（日）、参加人数（人）	備考
座学指導			
洋上指導			
陸上作業			

(b) 新規就業者数等調査計画（又は実績）

実施時期	内容	方法	対象者	備考

ウ ベーシックスキル事業（実績）

実施時期	実施方法	対象者	内容	備考

--	--	--	--	--

(ウ) 事業評価（結果）

区分	事業評価方法（又は結果）
新規就業者対策基金事業（総評）	
ア 漁業就業促進情報提供事業	
イ 新規就業者確保・育成支援事業	
ウ ベーシックスキル事業	

(エ) 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

(オ) 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業に要する経費 〔又は事業に要した経費〕	負 担 区 分			備 考
		助 成 金	自 己 負 担 金	そ の 他	
新規就業者対策基金事業費					
ア 漁業就業促進情報提供事業費					
イ 新規就業者確保・育成支援事業費					
ウ ベーシックスキル事業費					
計					

(注) 備考欄には事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、消費税相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

(カ) 収支予算（又は収支精算）

ア 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 〔 又 は 精 算 額 〕	備 考

基 金	-	
自 己 負 担 金		
計		

イ 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 〔 又 は 〕 精 算 額	備 考
新規就業者対策基金事業費		
ア 漁業就業促進情報提供事業費		
イ 新規就業者確保・育成支援事業費		
ウ ベーシックスキル事業費		
計		

積算根拠（支出内訳）

- 1 新規就業者対策基金事業  
 (1) 漁業就業促進情報提供事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1 運営事業費 （内訳）		
2 漁業就業相談会開催費 （内訳）		
3 漁業就業準備講習費 （内訳）		
4 旅費 （内訳）		
5 賃金 （内訳）		
6 消耗品費 （内訳）		
7 委託費		

(内訳)		
8 その他		
(内訳)		

(2) 新規就業者確保・育成支援事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1 事業実施主体 (内訳)		
2 一次受入機関 (内訳)		
3 二次受入機関 (内訳)		
4 旅費 (内訳)		
5 移動費（旅費） (内訳)		
6 消耗品費 (内訳)		
7 委託費 (内訳)		
8 その他 (内訳)		

(3) ベーシックスキル事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1 資格取得計画策定費 (内訳)		
2 経営能力等取得講習費 (内訳)		

別記様式第 28 号

新規就業者対策基金事業実施変更計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官  
○○○○ 殿

所 在 地

事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

新規就業者対策基金事業について下記のとおり事業実施変更計画書を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のイの（6）のアの（イ）の規定に基づき、提出する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第 24 号の 2. 新規就業者対策基金事業実施計画に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業スケジュールの概要」に変更後のスケジュールを記載し、「事業内容の詳細」を「事業内容の変更の詳細」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、当初事業内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とが容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、新規就業者対策基金造成計画及び新規就業者対策基金事業計画書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第 29 号

新規就業者対策基金事業実施計画承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇（※事業実施主体名）  
〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施機関名  
代表者 氏 名 印

新規就業者対策基金事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のイの（6）のイの（ア）の規定に基づき、その承認を申請する。

記

区 分	事業に要する経費(円)	負 担 区 分(円)		備 考
		助成金	自己負担金	

新規就業者対策基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ ベーシックスキル事業費				

第1 事業の目的

第2 事業の内容

1 団体の概要

団体名			
	〒・住所 T E L F A X		

会計担当者	氏名 所属機関・部署 職名 〒 住所 T E L F A X メールアドレス		
事務連絡先	氏名 所属機関・部署 職名 〒 住所 T E L F A X メールアドレス		

2 事業実施体制

<p><b>【漁業就業者確保・育成対策事業】</b> 新規就業者対策基金事業</p> <p>(1) 漁業就業促進情報提供事業</p> <p>(2) 新規就業者確保・育成支援事業</p>
--

(3) ベーシックスキル事業

注：上記事業ごとに、事業の実施体制が分かるように記載すること。

3 事業スケジュールの概要

実施時期	事業内容
平成24年〇月	
平成25年〇月	
平成26年〇月	

4 事業内容の詳細

新規就業者対策基金事業

ア 漁業就業促進情報提供事業（実績）

(ア) 就業情報管理・提供活動計画（又は実績）

実施時期	内容	方法	対象者	備考

(イ) 漁業就業相談会開催計画（又は実績）

実施区分（フェアの名称）	開催場所及び時期	参加人数	備考
計	延べ 回	延べ 人	

(ウ) 漁業就業準備講習計画（又は実績）

主な内容	開催場所	開催日数（日）	参加人数（人）	講師名・依頼先	備考

イ 新規就業者確保・育成支援事業（実績）

区分	内容	規模、実施機関数、実施期間（月）、 研修期間（日）、参加人数（人）	備考
座学指導			

洋上指導			
陸上作業			

ウ ベーシックスキル事業（実績）

実施方法	対象者	内容	備考

5 事業評価（結果）

区分	事業評価方法（又は結果）
新規就業者対策基金事業（総評）	
ア 漁業就業促進情報提供事業	
イ 新規就業者確保・育成支援事業	
ウ ベーシックスキル事業	

6 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

7 経費の配分

（単位：円）

区 分	事業に要する経費 〔又は事業に要した経費〕	負 担 区 分			備 考
		助成金	自己負担金	その他	
新規就業者対策基金事業費					
ア 漁業就業促進情報提供事業費					
イ 新規就業者確保・育成支援事業費					
ウ ベーシックスキル事業費					
計					

（注）備考欄には事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、消費税相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

8 収支予算（又は収支精算）

ア 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 〔又は本年度 精算額〕	前年度予算額 〔又は本年度 予算額〕	比較増減 (△)	備考
助 成 金				
自 己 負 担 金				
計				

イ 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 〔又は本年度 精算額〕	前年度予算額 〔又は本年度 予算額〕	比較増減 (△)	備考
新規就業者対策基金事業費				
ア 漁業就業促進情報提供 事業費				
イ 新規就業者確保・育成 支援事業費				
ウ ベーシックスキル事業費				
計				

積算根拠（支出内訳）

1 新規就業者対策基金事業

（1）漁業就業促進情報提供事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1 運営事業費 （内訳）		
2 漁業就業相談会開催費 （内訳）		
3 漁業就業準備講習費 （内訳）		
4 旅費 （内訳）		

5	賃金 (内訳)		
6	消耗品費 (内訳)		
7	委託費 (内訳)		
8	その他 (内訳)		

(2) 新規就業者確保・育成支援事業費

事業内容	予算額 (又は実績額) (円)	備考
1 事業実施機関 (内訳)		
2 一次受入機関 (内訳)		
3 二次受入機関 (内訳)		
4 旅費 (内訳)		
5 移動費 (旅費) (内訳)		
6 消耗品費 (内訳)		
7 委託費 (内訳)		
8 その他 (内訳)		

(3) ベーシックスキル事業費

事業内容	予算額 (又は実績額) (円)	備考
1 資格取得計画策定費 (内訳)		
2 経営能力等取得講習費 (内訳)		

別記様式第 30 号

新規就業者対策基金事業実施計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)  
 〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
 事業実施機関名  
 代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で助成金の助成決定通知があった新規就業者対策基金事業に係る事業実施計画について、下記により変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のイの（6）のイの（ア）の規定に基づき、その承認を申請する。

記

区 分	事業に要する経費(円)	負 担 区 分 (円)		備 考
		助成金	自己負担金	
新規就業者対策基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ ベーシックスキル事業費				

(注) 記の記載内容は、別記様式第 23 号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、基金助成金の助成決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

添付書類については、新規就業者対策基金事業実施計画承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第 31 号

新規就業者対策基金事業実施計画承認（変更承認）報告書

番 号  
 年 月 日

水産庁長官  
 〇〇〇〇 殿

所 在 地  
 事業実施主体名

代表者 氏 名 印

新規就業者対策基金事業について、下記のとおり事業実施機関より提出のあった事業実施計画の承認（変更承認）をしたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 5-1-（1）のイの（6）のイの（イ）の b の規定に基づき、報告する。

記

事業実施機関名及び代表者氏名	承認（変更承認）年月日	助成予定金額（円）	備 考
		合計	

（注）報告に当たっては、事業実施機関より提出のあった実施計画承認（又は変更承認）申請書の写しを添付すること。

別記様式第 32 号

新規就業者対策基金事業助成申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇（※事業実施主体名）  
〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施機関名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で承認のあった新規就業者対策基金事業に係る事業実施計画について、計画のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のイの（6）のウの（ア）の規定に基づき、下記のとおり金〇〇〇〇円の助成を申請する。

記

区 分	事業に要する経費	負 担 区 分 (円)		備 考
		助成金	自己負担金	
新規就業者対策基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事				

業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ ベーシックスキル事業費				

別記様式第 33 号

新規就業者対策基金事業助成金変更申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体名)  
〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施機関名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で計画承認及び平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で変更承認のあった新規就業者対策基金事業に係る事業実施計画について、変更計画のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-(1) のイの (6) のウの (ウ) 規定に基づき、下記のとおり助成金の変更を申請する。

記

区 分	事業に要する経費	負 担 区 分 (円)		備 考
		助成金	自己負担金	
新規就業者対策基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ ベーシックスキル事業費				

(注) 助成金の助成決定により通知された経費の配分と変更後の経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第 34 号

新規就業者対策基金事業助成金概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)

〇〇 〇〇 殿

所在地  
事業実施機関名  
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により助成決定のあった新規就業者対策基金事業に係る事業実施計画について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の5-1-(1)のイの(6)のエの(イ)の規定に基づき、金〇〇〇〇円の概算払により請求する。

記

区 分	事業に要 する経費	助 成 金	既受領額		今回請求額		残 額	
			金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高
新規就業者対 策基金事業費	円	円	円	%	円	%	円	%
ア 漁業就業 者促進情報 提供事業費								
イ 新規就業 者確保・育 成支援事業 費								
ウ ベーシッ クスキル事 業費								
合 計								

別記様式第35号

新規就業者対策基金事業実績報告書(平成〇〇年度実施分)

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)

〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施機関名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により助成決定のあった新規就業者対策基金事業に係る事業実施計画(平成〇〇年度実施分)について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の5-1-(1)のイの(6)のオの(ア)の規定に基づき、報告する。

(なお、併せて助成金の精算額金〇〇〇〇円を請求する。)

記

- (注) 1. 記の記載内容は、別記様式第29号に準ずるものとする。ただし、事業期間途中年度実施分の実績報告に当たって、同様式の「第1事業の目的」及び「第2事業の内容」の箇所により作成すること。  
また、添付書類については、新規就業者対策基金事業実施計画(変更)承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。
2. 事業期間最終年度実施分の実績報告の際、助成金の精算請求を行う場合は「なお、併せて助成金の精算額金〇〇〇〇円を請求する。」と追記すること。

-----  
別記様式第36号

新規就業者対策基金事業実施状況報告書(平成〇〇年度実施分)

番 号  
年 月 日

水産庁長官  
〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

新規漁業就業者対策基金事業(平成〇〇年度実施分)について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の5-1-(1)のイの(6)のオの(イ)の規定に基づき、その実施状況を報告する。

記

	事業額 (円)	研修受講者数 (次年度継続者数)	備 考
事業実施主体実施分		人 ( 人)	
事業実施機関名及び代表者氏名	助成金額 (円)	研修受講者数 (次年度継続者数)	備 考
		人 ( 人)	
		人 ( 人)	
		人 ( 人)	
合 計		人 ( 人)	

- (注) 1. 事業実施主体は、別記様式第 27 号に準じて当該年度の実績報告書を作成し添付すること。ただし、事業実施期間の途中年度の実施分の実績報告に当たっては、同様式の「2. 新規就業者対策基金事業実施計画 (又は実績)」の (ア) 及び (イ) により当該年度の実績報告書を、事業実施期間の最終年度の実施分の実績報告に当たっては、同 (ア) から (カ) までにより最終年度の実績報告書を作成すること。
2. 事業実施機関より提出のあった当該年度の新規就業者対策事業基金事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 37 号

新規就業者対策基金に係る運用益使用承認申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官

〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年度において、新規就業者対策基金に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について (平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知) 第 3 の 5-1- (1) のイの (8) のアの (エ) の規定に基づき、事業運営費として使用することの承認を申請する。

事業勘定	運用益	備 考
新規就業者対策基金事業勘定	円	
合 計	円	

※次の関係書類を添付すること。

1. 事業運営費予算額積算内訳
2. 運用益の算定根拠

別記様式第 38 号

新規就業者対策基金助成完了報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官  
〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日をもって、新規漁業就業者総合支援基金事業の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の5-1-(1)のイの(10)のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備 考
基金造成費補助金					
運 用 益					
前 期 繰 越 額					
収 入 合 計					
基 金 助 成 額					
うち新規就業者対策基金事業					
基金管理運営費					
支 出 合 計					
当 期 収 支 差 額					

別記様式第39号

新規就業者対策基金清算報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日をもって、新規就業者対策基金の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 5-1-（1）のイの（10）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区 分	造成総額	運用益総額	運用益のうち 事業運営費に充 てた額	助成総額	残 高 (返 還 額)	備 考
	円	円	円	円	円	